

奈良市環境部から事業系ごみ適正排出のお知らせ

はじめに

このリーフレットは、市内で事業を営む皆様に対し、事業活動に伴って発生する廃棄物の適正な処理についてご案内するものです。

本リーフレットをご覧ください、廃棄物の適正な処理についてご理解とご協力をお願いします。

○産業廃棄物※1(事業活動に伴って排出する空缶、空瓶、ペットボトル、発泡スチロールなど)は、産業廃棄物処理業許可を受けた業者に処理を依頼してください。

→事業者が排出する廃棄物は、事業系一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を含む)と産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)に区分され、家庭から排出される廃棄物とは、適正な処理方法が異なりますのでご注意ください。なお、ご家庭と事業所を同一場所にしておられる事業者は、家庭系ごみと事業系ごみを分けて処理してください。

廃棄物の区分

廃棄物(ごみ)

●市で収集しません

事業系ごみ

(事業活動から出るごみ)

○市で収集します

家庭系一般廃棄物

(家庭から出るごみ)

詳しくは、各戸へ配布している【奈良市のごみ事典(保存版)】等をご参照下さい

産業廃棄物 ※1

事業活動に伴って生じた廃棄物で、法令で定める20種類のもの

- ・奈良市環境清美センターへ搬入できません！！
- ・産業廃棄物処理業許可業者に依頼(有料)
- ・資源化できるものは再生資源回収業者へ依頼(料金の有無は回収業者にご確認ください。)

事業系一般廃棄物 ※2

事業活動※3に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のもの

- ・事業者自らが奈良市環境清美センターへ搬入できます(有料)
- ・奈良市一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼(有料)
- ・資源化できるものは再生資源回収業者へ依頼(料金の有無は回収業者にご確認ください。当環境清美センターへの持込は有料)

特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物

爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物

- ・奈良市環境清美センターへ搬入できません！！
- ・その廃棄物を処理できる許可業者に委託する必要があります

○必ず透明・半透明のごみ袋を使ってください。

また、ダンボールにごみを入れて出すことはできませんのでご注意ください。

○事業系ごみを家庭ごみ集積所に出すことは不法投棄とみなされますので、絶対にやめてください。

※3事業活動とは、製造業や建設業に限定されるものではなく、事務所、商店、飲食店、工場、ホテル、農業など営利を目的としたものだけで

なく、NPO法人、病院、社会福祉施設など公共公益事業等を営む活動です。



※1 産業廃棄物(奈良市環境清美センターへ搬入できないごみ)

事業活動に伴って生じた廃棄物で、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ等法令で定める20種類のもの(下記【廃棄物の種類】を参照)

産業廃棄物の処理については、許可を受けた産業廃棄物処理許可業者に処理を依頼してください。

※参照 URL:奈良市トップページ→事業者向け→環境・ごみ→廃棄物処理→産業廃棄物処理許可業者一覧

【産業廃棄物の種類】 1～12は、すべての業種に共通、13～19は、特定の業種によるもの

No	種類	内容	No	種類	内容
1	燃え殻	石炭がら、灰かす、廃棄物の焼却残さ、 廃活性炭 など	11	がれき類	工作物の新築・改築又は除去によって生ずるコンクリート破片、レンガ破片、アスファルト破片 など
2	汚泥	排水処理で残る泥状のもの、製造工程で生ずる泥状のもの(グリストラップ汚泥) など	12	ばいじん	集じん施設によって集められたばいじん など
3	廃油	動植物油、潤滑油、洗浄用油、廃ワニス、印刷インキかす など	13	紙くず	建設業、パルプ製造業、紙製造業、製本業等から出る紙くず など
4	廃酸	硫酸、塩酸等の酸性廃酸、写真定着液など	14	木くず	建設業、パルプ製造業、木製品製造業から出る木くず、木製パレット など
5	廃アルカリ	写真現像液等のアルカリ性廃液 など	15	繊維くず	建設業、繊維工業から出る天然繊維 など
6	廃プラスチック類	ビニール類、発泡スチロール、合成繊維、プラスチック容器、タイヤ、壁紙 など	16	動植物性残さ	食品製造業、医薬品、香料等の製造過程で生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物 など
7	ゴムくず	天然ゴムくず	17	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
8	金属くず	空缶、金属スクラップ、切削くず、溶接かす、鉄くず、アルミ等の非鉄くず など	18	家畜糞尿	畜産農業から出る動物の糞尿
9	ガラス・コンクリートくず	空瓶、ガラスくず、陶磁器くず、製造過程で生じるコンクリートくず、石膏ボードなど	19	家畜死体	畜産農業から出る動物の死体
10	鉱さい	高炉、電気炉の残さい、不良鉱石、スラグ、廃鋳物砂 など	20	施行令第2条第13号に定めるもの	上記1～19のものを処理したもので、これらに該当しないもの(例えば有害汚泥のコンクリート固形化物)

※2 事業系一般廃棄物(奈良市環境清美センターへ搬入できるごみ)

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のもの

種類	品目	自己搬入しない場合の委託先
燃やせるごみ	再生できない紙くず(汚れた紙、紙コップなど紙製品、レシート) 木くず(割りばしなどの木製品、太さ5cm長さ30cm以内に切られた剪定枝) 繊維くず(やぶれた服、古布など) 生ごみ(食品の食べ残し、調理残さ、売れ残り)	奈良市一般廃棄物処理業許可業者に相談して下さい ※委託契約・費用が必要です (参照 URL:奈良市トップページ→各課のページ→環境部→廃棄物対策課→手続き・サービス案内→一般廃棄物処理業許可業者一覧)
燃やせないごみ	木製家具など ※ただし、木製パレットや建設業からの木くずなどは、産業廃棄物のため除く。	

排出事業者自らが搬入する場合も、許可業者に委託する場合も、必ず透明・半透明のごみ袋を使って下さい。
透明でない袋にすると中身が確認できないため、自己搬入及び許可業者による収集はできません。

事業者自らが奈良市環境清美センターへ持ち込む場合

事前に電話予約が必要です。

【予約電話】 ☎ 0742-71-9011

【予約受付】 月曜日から金曜日（祝日含む）午前8時～午後3時

【注意事項】

- ・ お申し込みは、事業者自らが行って下さい。代理申し込みは、お受けできません。
- ・ 1回の電話で1日分の申し込みが可能です。持ち込み日時については、申込状況により希望日に添えない場合があります。30分毎に時間の指定を行いますので、ご希望の時間帯をおっしゃって下さい。
- ・ 申込は、持ち込み予定日の前日（土、日を除く）までに行ってください。
- ・ 毎月1日から翌月末までの受付をします。

【所在地】 〒631-0801 奈良市左京五丁目2番地

【持込日時】 月曜日～金曜日（祝日含む）の午前9時～午後4時30分

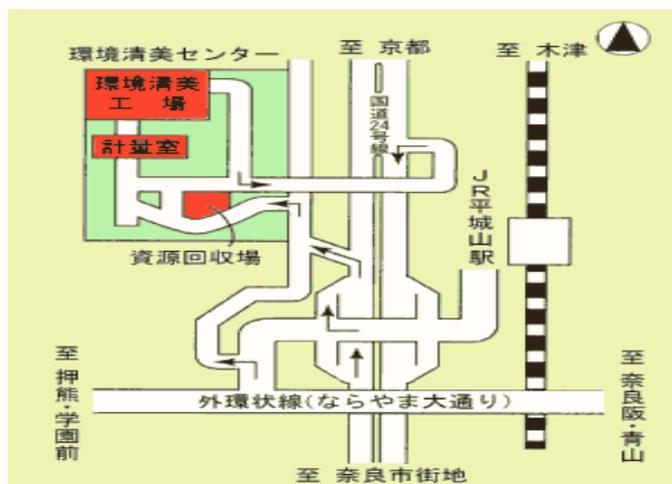
- ・ 土、日曜日は、持ち込めません。
- ・ 年末年始は、奈良市のホームページ及び広報誌等でお知らせします。

【処理料金】 10kgにつき160円

（10kg未満は、10kgとみなす。）

【持込方法】

- ・ 計量の際に、「事業系一般廃棄物」と申告して計量して下さい。
- ・ ごみの発生した場所がわかるもの（車検証 事業所の住所が記載された名刺等）を提示して下さい。



㊦ 奈良市以外で排出されたごみは、奈良市環境清美センターへの搬入はできません。

㊦ 申告事項(ごみの発生した場所など)に虚偽があることが判明した場合、搬入できない廃棄物が混入している場合はごみの搬入を認めません。

奈良市環境清美センター搬入管理要領(抜粋)

第3条 次に掲げる一般廃棄物は、センターに搬入することができない。

- (1) 奈良市の行政区域外において排出されたもの
- (2) 別表第1に規定する搬入禁止物
- (3) 搬入基準に適合しないもの
- (4) その他資源化又は焼却処理もしくは破砕処理に支障があると市長が認めるもの

第6条 搬入者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 搬入基準に従い、分別を徹底して搬入すること。
- (2) 搬送時及びセンター内において一般廃棄物が飛散し、又は流出しないようにすること。
- (4) センターの職員が行う一般廃棄物の計量、検査等に協力するとともに、その指示に従うこと。
- (7) センター内では事故の防止に努めるとともに、常に安全を確認して作業を行うこと。
- (8) その他センターの職員の指示及び指導に従うこと。

別表第1(第3条関係)

搬入禁止物	品目の例示
有害な物	薬品、農薬、劇薬、ニカド、リチウム、ボタン電池
危険性のある物	自動車用バッテリー、消火器、LPガスボンベ、ドラム缶
引火性のある物	ガソリン、灯油、プロパンガス
特別管理一般廃棄物に指定されている物	PCB含有物、感染性廃棄物
その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物	農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、バイク(オートバイ)、タイヤ、タイヤホイール、スプリング入りマットレス
設置又は撤去の際に専門業者の資格や技術が必要な物	流し台、ビルトインコンロ、洗面化粧台、便器、浴槽、風呂釜、給湯器、瓦、扉、門扉、フェンス
資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品	パソコン
特定家庭用機器再商品化法に規定する対象機器	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

再資源化ご協力のお願い

リサイクルできるものは、再資源化をお願いします。個人情報記載等されている物の取扱いについては、各事業所で判断して処理して下さい。

紙くず(新聞紙や折り込みチラシ、段ボール、雑誌、パンフレット、カタログ、オフィス紙、シュレッターした紙、紙パック、雑紙など)、繊維くず(衣類など)、紙問屋等の古紙回収業者や各資源回収業者に相談して下さい(種類ごとに分別が必要です)、また奈良市環境清美センターに持ち込まれる場合(有料)は、計量後、再生資源置場へ搬入して下さい。

生ごみも、流通経路によっては再生資源化できます。一般的に堆肥や飼料などに生まれ変わります。

※再生資源回収業者の情報は、お手数ですが電話帳などでご確認頂きますようお願い致します。

違法な不用品回収業者(無許可の違法業者)を利用しないようにして下さい

違法な不用品回収業者により回収された廃家電の多くが不法投棄されたり不適正に処理されたりしています。ただし古紙、くず鉄、空き瓶類、古繊維のもっぱら再生利用の目的となる廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りではありません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律には、処理業者だけでなく排出事業者に対しても罰則が規定されています。

奈良市の一般廃棄物収集運搬業許可を受けずに、家庭ごみや事業系一般廃棄物を収集、運搬又は処分を業として行うこと、無許可業者に一般廃棄物及び産業廃棄物の処理を委託することは法律で禁止されています。違反すると、5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金又はその併科に処せられることがあります。

事業者の責務(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

■適正処理・自己処理責任の原則(法第3条第1項)

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

※「自らの責任において適正に処理」とは、自らの手による処理にとどまらず、廃棄物処理業者又は地方公共団体へ処理の委託をも含みます。

■廃棄物の資源化、再生利用・減量化の努力、処理困難物の発生防止(法第3条第2項)

物の製造者等は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の資源化、再生利用、減量に努めなければならない。また、製品や容器等が廃棄物になった場合に、処理が困難にならないようにしなければならない。

■国・地方公共団体の施策への協力(法第3条第3項)

事業者は、廃棄物の減量や適正な処理の確保に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

■産業廃棄物は、排出事業者自ら処理することが法律(法第11条第1項)で義務付けられています。

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

※「自ら処理」とは、適正な委託による処理をも含みます。

ご不明な点については、下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

廃棄物について	奈良市環境部廃棄物対策課	TEL 0742-71-3001
センターへの持ち込みについて	奈良市環境部環境清美工場	TEL 0742-71-3000
電話予約に関することについて	奈良市環境部まち美化推進課	TEL 0742-71-3220